

北海道教育支援委員会条例をここに公布する。

平成28年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第21号

北海道教育支援委員会条例

(設置)

第1条 障害のある児童及び生徒に適切な教育を受けさせるための支援（次条において「教育支援」という。）を行うため、教育委員会の附属機関として、北海道教育支援委員会（以下「支援委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 支援委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教育支援に関する重要事項を調査審議する。

2 支援委員会は、教育支援に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 支援委員会は、委員11人以内で組織する。

2 支援委員会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第4条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 医師

(2) 学識経験を有する者

(3) 教育に関する職務に従事する者

(4) 児童又は生徒の保護者及び教職員で構成される団体の役職員

(5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設の職員（同項に規定する児童福祉施設の長を含む。）

(6) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査が終了したときは、解任されるも

のとする。

(会長及び副会長)

第5条 支援委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、支援委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 支援委員会の会議は、会長が招集する。

2 支援委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、支援委員会の運営に関し必要な事項は、会長が支援委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。